

被爆者手当額一覧

(令和6年4月1日現在)

原爆被爆者に対する援護に関する法律に基づく手当について、令和6年4月以降における各種手当の額は以下のとおりです。

各種手当（介護手当・葬祭料を除く）は令和6年4月以降に支給のもの、介護手当及び葬祭料は令和6年4月以後に発生した事象によるものから適用となります。

(単位：円／月（葬祭料は円）)

手当の種類		改正後	改正前
医療特別手当		150,020	145,420
特別手当		55,400	53,700
原子爆弾小頭症手当		51,630	50,050
健康管理手当		36,900	35,760
保健手当	身障手帳1級から3級程度の身体障害のある人または70歳以上の身寄りのない単身生活者	36,900	35,760
	上記以外の人	18,500	17,940
家族介護手当		23,550	22,830
介護手当	重度障害を有する人	上限 106,820 下限 23,550	上限 105,800 下限 22,830
	中度障害を有する人	上限 71,200	上限 70,520
葬祭料		215,000	212,000